

9月18日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ども 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願について
- 第 2 議案第 38 号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 39 号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 40 号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 41 号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 42 号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 43 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第 44 号 坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 9 議案第 45 号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について
- 第10 議案第 46 号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第 47 号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第 48 号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第 49 号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 追加第 1 議案第 50 号 令和2年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結について
- 追加第 2 議案第 51 号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について
- 追加第 3 発委第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 5 号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 追加第 5 発委第 6 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（柳澤君） 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。本議会初日に上程をいたしました議案第45号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」、一部訂正がございます。

28ページ、給与費明細書、2一般職（1）総括の職員数に誤りがございました。補正後の職員数「322」を「324」に、比較の職員数「-1」を「1」に訂正をお願いいたします。お手元に正誤表を配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議長（西沢さん） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、訂正をすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり、訂正をすることに決定いたしました。

◎日程第1「請願について」

議長（西沢さん） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

請願第2号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

議長（西沢さん） 日程第2「議案第38号」から日程第6「議案第42号」までの令和元年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月10日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について、各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第38号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（滝沢君） では、総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款11災害復旧費のうち項3公共施設等災害復旧費を除く災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月11日、14日の2日間にわたり、委員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として、総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、会計室長、工業振興幹、議会事務局長及び各担当の係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 個人町民税と固定資産税における現年分の不納欠損の理由は。
- △ 個人町民税は、出国や所在不明で住民票上抹消された外国人に関するものである。固定資産税は、法人の倒産や滞納者の相続放棄等による相続人不存在などである。
- 町民税、固定資産税、軽自動車税の収入未済額の内訳について、滞納人数、最高額また最も古い年度は。
- △ 個人町民税現年度分は、滞納者数118人、最高額は59万5,267円。滞納繰越分は、滞納者数182人、最高額は217万3,687円で、最も古いものは平成2年度である。法人町民税現年度分は1社、金額は15万円。滞納繰越分は8社、最高額は85万2,300円で、最も古いものは平成11年度である。固定資産税現年度分は129人、最高額は158万2,100円。滞納繰越分は150人、最高額は4,510万2,248円で、最も古いものは平成2年度である。軽自動車税、現年度分は26人、最高額は1万6,900円、滞納繰越分は63人、最高額は39万9,500円、最も古いものは平成7年度である。
- 森林環境譲与税の算出根拠は。
- △ 令和元年から始まった国の特別財源により、都道府県及び市町村に交付される。そのうち市町村分については、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口割30%の割合で算定される。

- 地方特例交付金の減収補てん特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金の内容は。
- △ 減収補てん特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収分、及び自動車税と軽自動車税の環境性能割の、臨時的軽減による減収を補てんするためのものである。子ども・子育て臨時交付金については、令和元年10月から保育料等無償化の減収分の交付金である。
- 特別交付税が昨年に比べ増額となっているが、要因と例年の算定で主な内容は。
- △ 東日本台風の災害復旧に係る費用が算定されたことが、増額の主な要因である。例年の算定内容のうち代表的なものは地方バス運行維持に要した経費・山村振興対策に要する経費などである。
- 町営住宅使用料、改良住宅使用料の滞納分収入未済額の滞納人数、最高額、また最も古い年度は。
- △ 町営住宅使用料の滞納者数3人、最高額は316万7,600円。最も古い滞納は平成12年度である。改良住宅使用料の滞納者数1人、最高額は4万8,500円。最も古い滞納は平成12年度である。
- 同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の収入未済額の内訳について、滞納人数、最高額、最も古い年度は。
- △ 滞納人数6人、最高額は1,026万2,412円、最も古い滞納は昭和55年度である。
- 町債の利率、取扱いの基準は。
- △ 借入れ利率は借入れの都度決定し、借入れ先によって異なる。借入れ先が政府系の場合は国で定められた利率、民間金融機関の場合は見積入札を実施している。令和元年度は財政融資資金0.002%、地方公共団体金融機関0.010%、町内金融機関からの銀行借入はおおむね0.245%である。

<歳出>

(総務課)

- 職員時間外勤務手当が平成30年度に比べ2倍ほどに増えているが、内容は。
- △ 東日本台風の災害対応で、多くの職員が業務にあたったことによるものである。
- 職員研修数と職員の参加人数は。
- △ 接遇や公務員倫理、SDGs研修など26研修、延べ377人の職員が参加した。全職員を対象とした研修に加え、広域連合等で開催した専門的な研修への参加も行っている。
- コピー用紙の使用量とペーパーレス化に向けた取り組みは。
- △ A4サイズで年間約148万枚を使用しており、昨年度とほぼ同量である。ペーパーレス化に向けた取り組みとして、会議などにおけるタブレットの導入などが考えられるが、システムの構築と費用面など精査し検討する。
- 庁舎等改修工事の内容は。

△ 庁舎の停電時など、電力維持のための非常用発電機の更新工事と、移動系防災無線を発電機に接続させるための工事である。

○ 地方税滞納整理機構負担金の算出方法は。

△ 市町村均等割が5万円。処理件数割として1件につき9万6千円の10件分で96万円。徴収実績割として、前々年度の徴収実績10%、64万2千円。その合計165万2千円から、滞納整理機構の決算状況により4万1千円の還付があり、決算額は161万1千円であった。

○ たばこ税対策事業補助金の内容は。

△ たばこ小売人組合が行う美化活動、街頭活動、未成年者喫煙防止活動などに対する補助金である。

○ 委託料の固定資産評価基礎資料整備の委託内容は。

△ 委託内容は、令和3基準年度固定資産評価替業務委託、標準宅地における時点修正業務委託、令和3年度評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価業務委託である。

○ 公債費の元金、利子の利率の内訳は。借換えは行っているか。

△ 利子の利率については3.1%から0.002%である。借入利率の高い起債の償還が終了してきていることもあり、利子の支払額は年々減少してきている状況等であり、借換えについては条件等精査していく中で検討をしていきたい。

(会計室)

○ 指定金融機関等の実地調査先と、調査内容は。

△ 3か所の指定代理金融機関、収納代理金融機関である。調査内容は、公金の収納事務及び預金の受払いと、公金の収納もしくは支払いに係る計算報告、帳簿及び証拠書類の整理保管が適正に行われているかなどである。実地調査の結果、適正に処理されていた。

○ コンビニ収納の状況は。

△ 町税に係る件数ベースの利用率は、令和元年度20.77%。平成30年度が19.76%で、ほぼ横ばいである。

○ 八十二銀行坂城支店役場派出所の窓口の取扱時間と取扱業務内容は。また、限られた取り扱い時間の中で業務に支障はないか。

△ 派出所窓口の取扱い時間は午前9時10分から午後3時までである。公金収納業務、指定金融機関として指定代理金融機関等から提出される日計表・月計表などの取りまとめ業務等を行っている。派出所の取扱時間外については、会計室の窓口において公金収納を行い、派出所内の公金システム化も進み支障はない。

(企画政策課)

○ 工事請負費の施設等解体工事の内容は。

△ 南条の東町金井地籍町有地の、老朽化した建物を解体したものである。解体後の土地は、近隣

宅に駐車場として有償で貸し付けている。

○ 財産管理一般経費の個別施設計画調査等委託の内容は。

△ 町の主要な公共施設の整備の方向を示した「坂城町公共施設ランドデザインの策定」及び今年度策定する「公共施設個別施設計画」の基礎資料となる「建物劣化調査」に係る委託料である。

○ びんぐし湯さん館の町民優待券の利用状況と、年間利用券の所持者の町内外の内訳は。また、「いい風呂の日」の周知は。

△ 令和元年度の町民優待券の利用者は、大人2万626人、小人2,087人。年間利用者の保持者は372人で、町内257人、町外115人である。「いい風呂の日」は毎月11日と26日に行っている。特典や割引などの内容を館内で案内しているほか、湯さん館で発行する「ほっとニュース」やホームページなどで継続的に周知を行っている。

○ 湯さん館の基金の状況は。

△ 元年度末におけるびんぐし湯さん館施設整備等基金残高は2億5,835万6,249円で、施設整備や機器更新に備えて積立を行っている。

○ 自治会活動保険の内容と、保険金支払い実績は。

△ 自治会活動保険は、自治区が行う様々な活動において、けがや物損があった場合に一定の補償を行うものである。令和元年度の保険金支払実績は1件で、対物の損害補償に係るものである。

○ ふるさと納税について、寄附件数と金額は。また、返礼品の品目数と人気返礼品は。

△ 令和元年度のふるさと納税に基金の件数は6,202件、金額は1億4,857万2千円である。令和元年度の返礼品協力事業者は23事業者で、品目数は137品目である。人気の返礼品については、シャインマスカット、牛肉、ナガノパープルの順となっている。

○ ふるさと納税で、町民の他市町村への寄附額は。また、町税への影響額と実質的な収入額は。

△ 令和元年度は218件、1,603万4,500円で、町税への影響額は700万3,732円であった。また、実質収入額は6,723万2,941円である。

○ 各種統計調査の結果について、町施策への活用は。

△ 結果が国から示されるので、それぞれの分野で必要な情報について施策への活用を図っている。

○ 犯罪被害者支援負担金の内容は。

△ NPO法人長野犯罪被害者支援センターの活動に対する負担金で、町民一人当たり2円を負担している。支援センターでは、犯罪による被害者、その家族や遺族に対して、電話相談等を通じ抱えている悩みの解決や、心のケアなど支援にあたっている。

○ 隣保館の使用状況について、全室机と椅子の使用となっていくのか。

△ 現在、大会議室と教養娯楽室は机と椅子になっている。和室については座り机での利用を基本としているが、必要であればござ等を敷き、机と椅子で利用をしていただくなど、対応をしている。

- 坂城駅前葡萄酒祭の課題と、今度の開催は。
 - △ 昨年度は、見込みを大幅に上回る2千人を超える皆さんに会場いただいた状況から、より広いスペースの確保が課題と考えている。来年度以降も方法等工夫をしながら、開催の方向で検討していきたい。
- 防災行政無線管理事業の修繕料の内容は。
 - △ 令和元年東日本台風の際、中之条排水樋管に設置した水位計管理機器が故障し、修繕したものである。
(商工農林課)
- 定住促進委託について、事業の内容と効果は。
 - △ テクノハート坂城協同組合に委託し、町内に在住、在勤の方、また町内への移住に興味のある方を対象に交流会を開催し、結婚などを契機に町内への移住定住が進むよう事業を実施した。交流会では演奏や食事を楽しみながら交流を通じ、交際などにつながるきっかけ作りができた。
- 中小企業退職金共済掛金補助金の内容と、昨年度の実績は。
 - △ 勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済制度と、商工会が行う特定退職金共済制度に新規加入及び、加入済みの事業所に新たに従業員が就職した場合、加入事業所に1人、1か月6000円を12か月分補助するもので、令和元年度は34事業所、延べ125名の補助を行った。
- さかき地場産直売所「あいさい」と味ロッジの支援内容は。
 - △ あいさいは、毎月開催される定例会を通じて、販売活動への助言やイベント開催における支援などを行っている。味ロッジは、健全経営のための売上向上や経費削減、経理状況の把握など、月ごとのリーダー会を通じて、商品開発や販路開拓などの支援を行っている。
- 腐らん病防除補助金の内訳は。
 - △ りんごにとって、病状が進行すると枯死する可能性がある病気のため、罹患した樹皮を除去した傷口に塗る塗布剤の購入に対し、経費の2分の1を助成するもので、昨年は41件、8万474円を交付した。
- 中山間地域直接支払事業の内容は。
 - △ 3地区で取り組んでいる事業で、入横尾地区が182万424円、上平島地区が112万7,595円、上平小野沢地区が34万85円の補助金である。活動内容は、農地の保全に係る活動や、水路、農道の補修などである。
- さかきブランドづくり事業補助金の実績は。また、事業の周知は。
 - △ 令和元年度は2事業者、4商品を審査会で承認した。広報のほか、これまで商品開発を手掛けた事業者や町内食品製造事業者への働きかけと、商工会を通じた事業周知も行った。
- 新たに設置した侵入防止柵の箇所と延長距離は。また、防止柵等資材費について、補助金の事業要望は毎年行っているのか。

- △ 昨年度、網掛区で新たに設置した防止柵は、建機メーカー試験場付近から湯さん館までの1,040メートルと、上平区で設置した柵は小野沢地区の72メートルとなっている。補助金は毎年県に対して申請をしている。実施を希望する区には全体計画を立ててもらい、年次計画により申請を上げている。
- 転作推進補助金における転作状況は。また、今後の見通しは。
- △ 令和元年度の実績は200万円で、転作面積に応じて補助をしている。加工用米が68万400円、飼料用米が25万3,888円などである。新型コロナウイルスの影響で、外食産業用米の需要低下と、米価が下落している。今年度は「飼料用米」が増加し、水田を活用した「サツマイモ」の作付も増加するなど、転作推進が進んでいる。次年度へ向け加工用米の枠を確保するなど、主食用米以外の転作推進を図っている。
- 農林総務一般経費の委託料の内容は。
- △ 5つの事業を県森林組合や県林業コンサルタント協会、町内事業所に委託した。内容は、松くい虫の被害調査、森林整備の対象となる山林の洗い出し調査、防災減災のため優先的に整備をする箇所を選定するための資料作成、松くい虫枯損木のチップ化、木工所に委託して小学校での椅子やマイ箸、コースターの制作などである。
- 松くい虫防除対策事業は何年からか。また、効果の検証方法は。
- △ 町内における松くい虫の被害は、昭和60年に確認されて以来、空中散布による予防と、伐倒駆除など複合的な対策を行ってきた。空中散布の効果については、定点観測を行っており、散布区域の効果を示す結果も出ている。客観的に目視でも散布区域の松が復活しているのが確認できる。
- プレミアム付商品券事業の実績と効果は。
- △ 消費税10%引き上げによる、消費に与える影響を緩和する生活支援と、地域の消費喚起を促す目的で、非課税世帯や子育て世帯を対象に行われた。非課税の対象者は2,616人で、うち購入者は731人、子育て世帯の対象者は276人で、うち購入者は149人で、本事業の利用者は非課税世帯では約30%、子育て世帯では約50%であった。町内の店舗で利用された商品券は4万3,347万で、2,165万円の経済効果があった。
- 昨年度の商業店舗リフォーム補助金の実績及び、上限額の交付を受けた事業所の件数は。また、空き家等の改修はあったか。
- △ 昨年度の実績は4件、上限額50万円の補助を受けた事業者は2件。また、昨年度は空き家の利用はなく、既存店舗のリフォームの申請であった。
- テックショップ東京の閉店による影響は。
- △ テックショップ東京との法人契約は、単年契約になっており、2月末の閉店により、負担金1か月分が返納された。テックショップ東京では、町内企業の経営者と信州大学の学生などによ

るものづくりイベントなどを行い、この事業をきっかけに町内企業と大学とのつながりができた。
引き続き連携して共同事業などを実施していく。

(建設課)

- 合併浄化槽の設置状況と負担金の内容は。
 - △ 浄化槽の現在設置件数は昨年度末で733件である。負担金は、長野県浄化槽推進協議会の会費である。
- 土木総務一般経費の公有財産購入費の用地取得の場所と面積・単価は。
 - △ インター線延伸事業に関連し、今回のインター線の工事部分の終点から、バラ公園側へ下る既設町道への取付道路の用地代で、面積は336.60平方メートル、平米単価9,700円である。
- 交通安全施設設置工数の申請数は。
 - △ 交通安全施設設置工数の申請数は19区43か所で、そのうち6区9か所の工事を実施し、転落防止柵4か所は横町2か所と坂端、網掛に設置した。
- 道路改良事業(A01号線)と道路新設改良費の公有財産購入費の用地代の内訳は。
 - △ 道路改良事業(A01号線)は、若草橋南側町道の用地代で、面積は20.63平方メートル、平米単価2万6,800円である。また、道路新設改良事業の用地代は、A06号線用地の10.29平方メートル、平米単価7,600円である。
- 河川愛護活動後の実施状況を確認しているのか。
 - △ 実績報告提出後、現場を確認している。
- 住宅リフォーム補助事業の経済効果は。
 - △ 住宅リフォームの工事費の総額が約1,600万円であり、経済効果はあると考えている。
- 住宅リフォーム補助事業はブロック塀も補助対象になっているが、21件中何件か。
 - △ ブロック塀の対象は2件である。
- 空き家バンク利用促進補助金の内訳は。また、登録物件の管理は。
 - △ 改修が2件、片付けが3件である。管理は所有者が行っている。
- 住宅・建築物の耐震診断の委託先は。
 - △ 長野県建築士事務所協会へ委託している。
- しなの鉄道軌道安全輸送設備等設備負担金の内訳は。
 - △ 老朽化が進んでいる自動停止装置と保守用の車両を更新する費用について、構成市町村で負担しているものである。
- 災害復旧までの流れは。また、当町の復旧工事が他市町村より早く進んだ要因は。
 - △ 被災した箇所の状況確認後、査定設計書を作成し、国の災害査定を受け、工事発注に必要な実施設計書により、入札、業者決定となる。被害状況が他市町村よりも少なく、また町内建設業者

も、災害復旧工事を優先して施工いただいた。

(議会事務局)

- 会議録反訳の委託業者が元年度から変更になったが、状況は。
- △ 前年度よりも1ページ当たりの単価が安くなり、丁寧な作業で問題はない。
- 政務活動費の返還状況と公表は。
- △ 令和元年度、3人から合計7,055円の返還があった。また、平成30年度から議会報で項目別に支出額を公表している。
- 議員年金の受給者数は。また、最年長者と最年少者の年齢は。
- △ 退職年金14名、遺族年金9名である。最年長は退職年金が93歳、遺族年金が92歳で、最年少は退職年金が74歳、遺族年金が76歳である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(西沢さん) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(大森君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費、款11災害復旧費のうち項3公共施設等災害復旧費の各項目について、9月11日、14日の2日間にわたり、委員会の委員全員の出席を求め、委員会を開き、審査に当たっては、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として、住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、こども支援室長、食育・学校給食センター所長、文化財センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査されました概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

(住民環境課)

- 自動車急発進防止装置取付費補助金の交付状況は。
- △ 昨年10月に制度を開始し、8件で16万円を補助した。装置はほぼ全ての車種で設置可能だが、一部対応していない車種もあると聞いている。
- 防犯対策一般経費の各団体の概要は。
- △ 更埴防犯協会連合会は、千曲警察署管内の市町防犯協会などにより組織されているもので、各防犯団体間の連携協調により効果的な防犯活動を図り、犯罪のない地域づくりに貢献することを目的として活動している団体である。町防犯協会は、更埴防犯協会連合会で実施する事業への協力を推進、季別の地域安全運動の実施などを通じ、犯罪防止に関する事業を推進し、地域社会の住民生活の安定を図ることを目的として活動している団体である。町防犯指導委員会は、各地区の推薦に基づき町長が委嘱しているもので、現在102名に委嘱しており、季別の地域安全運動での各地区公民館等への立て看板の設置、地区内防犯パトロールなどを通じ、各地区内における犯罪防止活動をしている団体である。町職域防犯協力会は、町内の飲食店や商店の事業主など43名が会員となり、防犯パトロール・飲酒運転、違法駐車防止パトロールなどの防犯活動に努めている団体である。千曲少年警察ボランティア協会は、県警本部長から6名が委嘱されており、町、警察、学校などと連携して、青少年の健全育成の活動にご尽力をいただいている団体である。
- 年金相談の件数は。
- △ 47件である。
- 国民年金被保険者の第1号、任意加入、第3号とは。また、国民年金一般経費が平成30年度に対し、減少している理由は。
- △ 国民年金被保険者のうち第1号は、国民年金加入者。任意加入は、年金を掛けている月数が不足している人など、60歳以上65歳未満の加入希望者。第3号は、厚生年金や共済に加入している方の配偶者もしくは扶養者である。国民年金一般経費が前年対比で減少になっている理由は、平成30年度は電算に委託した年金生活者支援給付や産前産後保険料免除等のシステム改修費があり、令和元年度はシステムの改修費がなかったため減少となった。
- 狂犬病予防事業について、予防注射未実施の犬の状況は。また、注射を怠った場合、罰則規定はあるのか。
- △ 保健所の見解では、室内飼育犬の飼い主が注射の義務を怠っている傾向があるとのことである。罰則については20万円以下の罰金が定められている。予防注射のほか、指導、抑留等を統括している保健所と連携を図り、予防注射実施の啓発に努めていく。
- 不法投棄ごみ撤去事業について、委託料の内容は。また、回収した不法投棄ごみの処理は。

- △ 不法投棄パトロールやごみの回収を実施してるシルバー人材センターへの委託料である。処理費用は、粗大ごみ・家電リサイクル法対象品目については、別途塵芥処理一般経費で計上しており、可燃ごみ・不燃ごみは、葛尾組合可燃物処理場で処分されている。
- 葛尾組合の可燃ごみ焼却量の年次変化は。
- △ サンデーリサイクル、紙類リサイクルBOXでの資源物回収の利用実績は増加しているものの、昨年・一昨年と可燃ごみ排出量は増加した。
- B焼却施設の市町村の負担金はどのように算出されるのか。
- △ 長野広域ごみ焼却施設の管理運営負担金は、直近のごみ排出量により算出される。新型コロナウイルスの影響で、全国的に可燃ごみ排出量が増加しており、坂城町、千曲市も同じ傾向である。ごみ排出量減少のため、分別の徹底等を周知していきたい。
- 町のごみ指定袋の販売状況は。また、指定袋の作成方法は。
- △ 可燃物（大）が44万7,400枚、可燃物（中）が7万6,940枚、不燃物が2枚4,130枚である。前年度に債務負担行為により指名競争入札を行い、作成業者を決定している。ごみ袋に関しては、家庭内でのストックがあるので、ごみ袋の販売状況だけでごみの排出量を予測することは難しい。毎年、ごみの排出量と在庫の状況を勘案して指定袋の作成をしている。
- 空家対策協議会の活動内容と協議会委員の選定方法は。
- △ 協議会では、空家等対策計画の作成や、空き家等に関する施策についての協議のほか、準特定空家の状況確認を行っている。協議会委員数は10名であり、町議会議員、区長会代表者などのほか、法務、不動産、建築、福祉、消防等有識者で組織している。
- 消防団に備品購入した消防用ホースの状況と1本当たりの価格は。
- △ 令和元年度は、消防団各団体へ2本ずつ、計22本、埴科ポンプ操法大会出動分団に9本、消火栓用ホースとして10本の合計41本を配備した。種類にもよるが、おおむね1本当たり2万8千円程度である。
- 現在の消防団員数は。
- △ 265名である。
- 消防施設の詰所・器具庫の数は。
- △ 現在、22か所となっている。
- (福祉健康課)
- 民生委員の年代別構成はどのようになっているか。
- △ 昨年、改選後の状況は50代が6名、60代が16名、70歳以上が17名である。
- 老人クラブのクラブ数の増減はどのようになっているか。
- △ 令和元年度のクラブ数は、12クラブで平成30年度と変わりはない。人数は令和元年度が1,079名、平成30年度が1,101名で若干減少した。

- 更埴地域シルバー人材センターの町内契約高が前年比約2,300万円減少しているが、市・町の負担金について反映されないのか。
- △ この負担金は、シルバー人材センターの運営費であるため、契約高によって変動するものではない。台風19号災害でシルバー人材センターが被災し、車両等が使用できなくなったことも契約高の減少の理由となっている。
- 長野広域連合負担金が増額となっている理由は何か。
- △ 特養小布施荘の建設工事負担金、特養松寿荘の増築工事負担金を広域連合の財政調整基金で負担していたが、基金の減少により、構成市町村で負担することとなり増額となった。
- 補装具費の交付・修理等件数と種目は何か。
- △ 令和元年度の総件数は39件、購入が21件、修理が18件であり、主な種目は補聴器、車椅子、下肢装具である。
- 主要施策の成果及び実績報告書には、地域生活支援事業の相談支援事業について、前年度は延べ件数での表記があったが、実人員に変えた理由は。
- △ 延べ件数だと実際の利用者数が分からないため、実人数に変更した。
- 福祉タクシーの補助適用金額はどのようになっているのか。
- △ 2月の料金改定に合わせ、それまでの720円から840円以内とした。初乗り運賃640円に、お迎えの車、迎車利用として200円、または迎車利用がない場合は2回分の加算料金も適用となる。
- 寝具洗濯等サービスと訪問理美容サービスの登録者、利用者は何人か。
- △ 寝具洗濯等サービスの登録者は37名、利用者は32名、延べ利用人数は54名で、訪問理美容サービスの登録者は34名、利用者は16名、延べ利用人数は34名である。
- ふれあいセンターでの介護予防事業の実施状況と参加人数は。
- △ 社協の生きがいデイサービスは毎週金曜日に開催し延べ614名、地域包括支援センターのヨガ教室は毎週火曜日で延べ615名、そのほか団体での利用が1,413名である。
- 介助風呂の利用状況は。
- △ 年間228人利用があり、風呂利用者全体の約6%である。
- 寝たきり老人等介護者慰労金の支給対象は。
- △ 要介護3から5で寝たきりの方を在宅で介護する方へ支給している。
- あんしん電話の設置を待機している人は。
- △ 年度末で82名に設置しており、現在78名に設置している。待機者は4名である。今後、回収した機器をメンテナンスして、順次対応していく。
- 災害見舞金の支給件数と最大の支給金額は。
- △ 昨年の台風19号による人身被害が2件、建物災害の住家が50件、住家以外が11件の計

63件である。最大の支給額は、人身被害の重症と建物災害の住家がそれぞれ1万円である。

○ 床上浸水と床下浸水の見舞金額は。

△ 住家の床上浸水は2万円、床下浸水は1万円である。台風19号で住家床上浸水は1件あるが、被災者生活再建支援制度の適用で50万円を支給しており、見舞金は支給対象外となった。

○ 災害見舞金の額は他市町村と比較してどうか。

△ 災害見舞金は市町村の単独事業のためそれぞれだが、台風19号災害で行った要綱の一部見直しの際は他市町村の例も参考にした。

○ 精神障がい者家族会の活動と視察の内容は。

△ 家族同士の交流や情報共有を目的として行っており、定期総会のほか、視察や研修などを行っている。元年度は、安曇野市の精神科診療所への視察に3名参加した。3月の研修会は、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止となった。

○ 入退院を繰り返している精神障がい者の退院時の対応と地域移行の受け皿は。

△ 入退院されている方には、希望があれば短期入所やグループホームの体験などを紹介している。地域移行の受け皿は、長野市と周辺市町村の負担により、精神障がい者の地域移行を支援するコーディネーターをお願いしている。千曲・坂城障がい者・児基幹相談支援センターとも連携し、グループホームや自宅へ戻るためのコーディネートをしている。

○ 自殺対策の取り組みは。

△ 元年度は補助金を活用し、パンフレットを作成した。30年度に自殺対策計画を策定し、特にゲートキーパー研修に力を入れている。

○ 子宮頸がんワクチンを再開する予定は。

△ 厚生労働省で積極的に勧奨しないとされており、その方針に合わせている。対象者には厚生労働省のチラシも同封して案内し、接種については保護者の判断としている。

○ 小中学生の生活習慣病予防健診の内容と人数が減少した理由は。

△ 小学5年生及び中学2年生を対象に、血液検査、血圧測定、尿検査を教育委員会で行っている。その結果から、ハイリスク者に養護教諭から声かけをして、希望者に保健指導を行っている。人数の減少は、中学生のハイリスク者が減少したことによるものである。

(教育文化課)

○ 子ども・子育て支援事業計画の配布先は。

△ 県、長野保健福祉事務所、各小中学校、児童館、保育園等に配布を行った。保護者等に個別配布していないが、町のホームページに掲載している。

○ 臨時保育士の内訳と、広域入所の内訳について。

△ 臨時保育士の内訳は、1年通年雇用13名、時間外や代替等パート保育士が34名である。広域入所については、委託は上田市へ7名である。

- 坂城保育園では、0歳児保育の実施がされていないが、実施の見通しは。
- △ 保育室改修等も必要となるため、今後、町内3保育園のニーズと合わせて検討したい。
- 坂城保育園園舎施設工事と村上保育園園舎改修工事の内容は。
- △ 坂城保育園は調理室エアコンの老朽化による設置更新工事、村上保育園は障がい児対応も可能な洋式トイレの改修工事。
- 研修会等参加負担金について、どのような研修に参加しているか。
- △ 研修会については、障がい児担当保育士研修及び3歳未満児保育士担当研修等に参加している。
- 各園調理員人数について。また、献立の作成はどうしているか。材料調達はどこから購入しているか。
- △ 町振興公社へ委託し、南条が4人、坂城、村上がそれぞれ3人。献立の作成は3園分まとめて栄養士が行っている。材料は町内業者から70%以上購入しており、町内で賄えない分は上田市、千曲市、長野市の業者から購入している。
- 児童館運営費と放課後児童健全育成費における臨時職員賃金の内容は。
- △ 町の児童館運営費と国の補助事業である放課後児童健全育成事業の2つの事業に、館長報酬、支援員、補助員の賃金を国の補助対象とそれ以外に分けて計上している。補助対象となる支援員3名、補助員10名分の賃金を放課後児童健全育成事業に計上し、対象外となる補助員9名分については児童館運営費に計上している。
- ブックスタート事業の贈呈75名は、対象者全員なのか。また、本の内容はどのように決めているか。
- △ ブックスタートは、7か月健診時に本の読み聞かせを行い、対象者全員に2冊ずつ贈呈した。本の選定については図書館司書と相談し、子どもの成長に適した本を選定している。
- 中国教育交流補助金はどのように使われているか。
- △ 中国への訪問時の旅費等の補助として、また訪日団の受入れ時はレセプション費用やホームステイ受入れ家庭への補助等に充当している。
- 大峰教室の通室人数は。児童生徒支援事業の臨時職員の内訳は。
- △ 中学生2名が通室しており、前年と同数。児童生徒支援事業の臨時職員については、南条小学校3名、坂城小学校4名、村上小学校3名、外国籍児童自立支援2名、坂城中学校1名の計13名を配置している。
- 小中学校空調設備整備事業について、教室の設定温度とメンテナンス方法、そして電気料金の状況について。
- △ 教室の温度設定については28度前後で設定している。メンテナンスについては、施工業者が使用するシーズンの前後2回の保守点検を実施する。電気料については、今シーズンからの使用のため、今後調査していく。

- 更埴地区教科用図書採択研究協議会は、どのようなメンバーで組織されているか。
- △ 千曲市、坂城町で構成された協議会で、教科書採択について研究するための法律に基づいた組織である。各学校から推薦された教員、学識経験者、PTA代表、教育委員会委員で構成されている。
- 坂城町奨学金の内訳と年額6万円の増額予定はあるか。
- △ 奨学金については、6人に支給した。卒業や新規就学の状況により、年によっては支給する人数にばらつきがある。増額については、今年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策として増額しているが、今後については、奨学金基金の状況を見ながら必要に応じ検討したい。
- 就学奨励費・特別支援教育学級入級児童への就学奨励費の支給目的は。
- △ 特別支援教育就学奨励費については、特別支援学級に入っている子どもに支給している。就学援助費同様、学用品の購入や新入学用品、修学旅行への負担、給食費の負担軽減のために支給している。
- 社会教育委員、生涯学習審議会の委員人数と内容は。
- △ 社会教育委員は現在5名で、社会教育法により社会教育に関する諸計画の立案等が職務と規定されており、家庭・社会・学校関係からそれぞれ任命されている。生涯学習審議委員は10名で、町生涯学習審議会条例にて規定され、生涯学習事業に関する調査・審議等を行っている。
- 図書館の蔵書数約13万冊弱だが、他館と比較した場合、充実していると言えるのか。また、町立図書館の特徴は何か。
- △ 同規模の図書館と比較しても充実していると考えている。当館の特徴としては、工業の町なので、工業に関する本や法律、医療関係の本を多く受け入れて充実させている。
- 車椅子利用者への対応はどのようにしているか。
- △ 週に1人から2人ぐらい車椅子の方が来館されるが、バリアフリーでもあり、職員も注意を払って対応している。また、エレベーターがあるので、2階の学習室も利用していただいている。
- 文化財保護の補助事業等の周知方法は。
- △ 神楽用備品の整備については、関係団体にコミュニティ助成事業の案内を行っている。
- 文化財の案内看板は幾つあり、どのくらいの修繕をしているか。
- △ 案内板、標柱は75基あり、毎年計画的に複数箇所の修繕を行っている。
- ふれあい大学の専門講座で参加者数が減っているが、今後も継続していくのか。
- △ 専門講座については参加者数が少数でも、できる限り様々な分野の新規講座を開催することで、多くの町民の皆さんに生涯学習に触れる機会の提供に努めている。生涯学習推進協議会委員の企画により、今後もより多くの新規講座について開催していきたい。
- 旧給食センター解体後の利用は。
- △ 現在、中学校駐車場として利用しているが、今後、町道改良と合わせて一部道路用地にする考

えもあるので、当面は駐車場として利用していきたい。

○ 学校給食でのアレルギーの子どもの人数と対応は。

△ 元年度は109名で、アレルギー対応食については実施していないが、主菜等食べられず、お弁当を持参している子どもについては、年度末に給食費の還付を行い、牛乳については代替食を用意している。アレルギー除去食の対応については、人員配置、施設・設備等の改修が必要であることから、外部委託等の手法も含めた対応策について検討を行っている。

以上、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

一部訂正させていただきます。

各事項審査に当たって、町長の出席について申し述べませんでした。町長、副町長と課長の出席を得て審査を行いました。

以上、訂正させていただきます。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、テープ交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時04分～再開 午前11時14分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

14番（大森君） 私は、議案第38号2019年「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

令和元年度決算状況について、一般会計歳入歳出総額は69億6,154万円で、前年度比マイナス4,356万6千円で、0.6%の減となりました。歳出総額は、68億1,399万1千円で、前年度比マイナス767万円、対前年比0.1%の減となりました。

歳入について、町民税は、前年度比マイナス4,739万6千円で3.5%の減、内訳は、個人分がプラスの2.0%の増、法人分はマイナス9.9%となりました。そのため、町税については、固定資産税は0.7%の減、軽自動車税が3.9%増、町たばこ税が1.9%の減、入湯

税が1.4%の減、町税の総額は27億7,435万9千円、前年度対比5,684万9千円で、2.0%の減少となりました。

町税及び国保税、介護保険税などの徴収率が堅実に改善されております。現年度課税分を滞納にしない取り組みや滞納繰越分も減少し、現年度分と滞納繰越分合わせての徴収率が93.7%で、前年度と同等となりました。これは、職員の皆さんの収納に対する努力の結果と評価するところであります。

財政力指数は、3年平均値が前年度よりも0.006ポイント減の0.704で、前年度と同じく全県77市町村中6位、町村では軽井沢、南相木村に次ぐ3位となっております。公債費比率は前年度より0.6ポイント減少しました。将来にわたり負担を負うものであり、引き続き財政規模に見合った運用が必要と思えます。

また、公債費比率について、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、長期健全化基準が25.0%に対し、9.1%で、昨年より0.3ポイント上昇しております。

歳出について、子育て支援関係について、財源が消費税10%の引き上げではありますが、3歳以上園児の保育料が無償化されました。副食費の徴収もやめて完全無償化を実施してほしいと思います。ゼロ歳児保育では、南条保育園で延べ76人、村上保育園では延べ人数20人の保育実績となりました。坂城保育園でも、ゼロ歳児保育が行われるよう整備を行っていただきたいと思えます。

子ども医療費の窓口無料化について、レセプト代の500円も町が支援し、完全無償化に踏み切るべきと考えます。

福祉、医療、健康関係、安心して出産、子育てができるよう、妊産婦健診費の助成及び産後ケア事業が実施されることになりました。

町民の健康寿命を堅持するため、予防医療を強化し、健康増進事業における各種検診においても、受診率向上を図っていただきたいと思えます。病気の早期発見、早期治療を促すため、人間ドッグや健康診断などの受診料の助成金の増額を望むものであります。

環境エネルギー関係、地球の温暖化を抑え、自然災害を未然に防ぐため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を表明しようではありませんか。表明した自治体は、ついこないだ2020年9月16日時点で、21都道府県84市1特別区37町10村が表明しております。

千曲市に新設される焼却B施設は、建設費などの分担金の負担を考え、事業系のごみや一般家庭から出る草や樹木などの処分を減らすための対策も必要だと考えます。

産業振興について、消費税10%の引き上げの影響緩和のため、住民税が非課税の世帯と、0歳から3歳までの子育て世帯にプレミアム商品券を発行、非課税世帯者2,616人の対象者のうち、購入者が28%、子育て世帯276人中54%しか購入されませんでした。どんなにお得感があっても、先立つものがなければ購入できません。このような方たちには、直接支援すべ

きと考えます。

商業店舗リフォーム助成制度で、空き家等を店舗の出店のために改修工事や既存店舗の増築工事等に補助金を交付いたしました。

住宅リフォーム助成事業では、21件の利用があり、今後対象工事の拡大も検討していただきたいと思います。地域経済の発展のためにも、経済効果が1,600万円という先ほどの報告がありました。大変重要な事業ですので、町内建設業者の利用したこの事業、大いに進めていただきたいと思います。

次に、けやき横丁について、入口の2部屋が空き店舗として久しくなります。出店募集の強化を強めてほしいと思います。当面、営利を目的としない写真展や絵画展、手作り展など、町民の趣味などの発表の場として貸し出すことも検討すべきではないでしょうか。

次に、安全安心のまちづくり、最近の災害は、どこでも発生することや大きな被害をもたらしております。防災、減災の取り組みの強化と、専門的な知識は要求されております。危機管理担当部署が必要と考えます。

高齢運転者の交通事故防止のため、急発信防止取付補助を申請し、8件交付しました。

町単補助事業について、各区から申請のある町単工事について、地域住民の安全安心と防災の観点からも、何年かけて継続している工事は、事業費を増額し、早く完成することが必要と考えます。

町道の舗装改修は、遅々として進んでおりません。特に坂城地区は、下水道工事以後、一度も改修が行われておりません。年次計画を立て、実施すべきと考えます。

教育関係、児童生徒の教育環境について、町内小学校の全65教室に空調設備が整備されました。発達障がいなど配慮が必要な子に対して行き届いた教育をするため、小中学校に学校支援員を配置したり、外国籍児童生徒に対して支援をつけるなど、サポート体制が図られました。

次に、見直しを求める事業について述べます。

人権同和事業について、部落解放同盟坂城町協議会に対し、補助金120万円及び人権政策確立支援30万円、合わせて150万円が交付されています。国において、部落差別解消推進法が成立しており、人権政策確立支援補助は、根拠のない補助金です。自治体が特定の運動団体に補助金を出すべきではなく、公平・公正施策の執行にも人権を守る上でも、やめるべきと考えます。

同和地区新築貸付事業について、調定額2,652万円に対し、収入未済額2,628万円となっています。収入未済額の人数は6人おり、最も長いのは、昭和55年、1980年からで、40年にもなります。いろんな事情があるかもしれませんが、借主が返済できないときは、保証人にその責任が負わされます。その人の責任が果たされていないではありませんか。

町が金融機関から借入れ、部落解放同盟坂城町協議会を通じて、同和地区新築資金を貸し付けるという、町が金融業を行った大きな間違いを犯しております。

次に、松枯れ対策について、千曲市は農薬の空中散布が限られており、被害を効果的に防ぐことは困難としており、28年以降、空中散布については見合わせています。

また、松本市でも新市長の判断で、空中散布の推奨を見合わせています。実施するのは、長野地方事務所管内では、坂城町のみとなりました。EUでは、ミツバチの異常の原因がある可能性があるととして、ネオニコチノイド系農薬3種類の使用を禁止しています。また農薬散布による、子どもの発達障がいの原因の1つとの指摘がなされております。空中散布は中止し、伐倒駆除や松の植栽や樹種転換などに充てることを求めます。

最後に、財政調整基金が決算年度末で約24億887万円となりました。経済状況などを勘案し20億円は必要と以前総括質疑で答えています。新型コロナウイルス感染症対策による町内業者の支援や、今後の公共施策の見直し等がありますが、基金の一部を町民生活支援や町道の監視などに寄与していただきたいと思っております。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して、私は、議案第38号2019年「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の討論といたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（小宮山君） 議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

令和元年度は、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った事業を中心に、様々な施策が進められ、いずれの事業も人口減少の対策と将来にわたり活力ある地域社会の維持を目指したものであると思われまます。

また、昨年10月の東日本台風により、被災した農地や果樹園、昭和橋、教育施設等の復旧については、迅速に進められ、年度繰越をしたものもありますが、運動公園やさかき千曲川バラ公園駐車場は完了しております。今後も町を取り巻く社会情勢や環境の変化なども敏感に捉えながら、まちづくりが進められるよう期待するところであります。

さて、令和元年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は69億6,154万円、歳出総額は68億1,399万1千円となっております。

歳入のうち、自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約5,700万円減額の27億7,436万円となっており、その要因として、法人町民税が約6,200万円の減収となったとのことでありました。

ものづくりの町である坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感したところであります。現在においては、コロナ禍により、厳しい社会情勢の中ではございますが、町内企業の皆様の英知とリーマンショック等これまでの困難を乗り越えてきた底力を

信じ、町内企業の皆様にこの局面を乗り越えて、ますます活躍されることを期待いたします。

一方、町税の収入未済額については、前年度と比較し、約400万円減少しており、絶え間ないご尽力をなされていると推察いたします。引き続き、財源の確保や負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構とも積極的に連携し、改善に努めていただくよう要望いたします。

地方交付税については、普通交付税において算定の基礎となる基準財政収入額が増額算定されたことにより、交付額については減額となり、前年度に対しマイナス7%、特別交付税で災害復旧に係る費用等により増額となったものの、地方交付税全体では、約870万円の減額となりました。地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されるものであり、引き続き、その安定確保については、国、県等関係団体に対し、強く働きかけをお願いいたします。

国庫支出金については、各年度の実施事業により金額が増減するものでありますが、元年度は町内の生活基盤整備として、幹線道路の改良事業や橋梁修繕事業及び災害復旧事業などを実施し、事業における補助金の有効活用と一般財源の抑制が図られたことが伺えます。

寄附金につきましては、多くの方からふるさと寄附等をいただいたことで、前年度と比較すると約6,700万円の増加となっております。さらに、魅力ある返礼品等の充実を図り、より多くの寄附がいただけるような取り組みを期待するところであります。

繰入金については、公園施設整備事業に対する公園整備基金の活用、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金に対する広域行政事業基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの繰入れが行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え目的基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確な基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業など、公共事業等債や役場庁舎非常用発電機更新事業などの緊急防災・減災事業債、また農業施設・道路などの災害復旧事業債などで、借入額は前年度と比較して約7,600万円の増額となっておりますが、起債の償還が進んでいることから、年度末起債残高は前年度に比べ3,706万円の減額となっております。

次に、歳出であります。30年度からの事業である小中学校空調設備整理について、全ての普通教室への設置が完了し、子ども達の学習環境が整えられるなど、次代を担う子ども達の育成に力が注がれました。

また、東日本台風により被災した、鼠マレットゴルフ場や上五明運動公園などが年度内に復旧し、引き続き町民の皆様の体力づくりや憩いの場として利用されています。

そのほか、ハード事業といたしましては、防災拠点である役場庁舎の機能強化として非常用発電機更新事業や給食センター解体工事を実施されたほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、鼠橋、昭和橋などの橋梁修繕やA01号線道路改良、道路舗装の修繕事業など、着実に継続実施

され、町民生活に密接にかかわる基盤の整備に努められました。

続いて、ソフト事業につきましては、移住・定住対策として、空き家バンク登録物件への移住に際しての片付け費用やリフォーム費用の助成、町に移住・定住される方の新築住宅を取得する費用の支援制度など、定住人口の増加に向けた様々な事業が展開されており、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

産業振興では、農業者の生産基盤の支援や担い手確保、松くい虫防除対策やワインぶどうの産地化に取り組まれました。

また、町内外の新鋭ワイナリーと飲食店の出店による、町内で初めての開催となる「坂城駅前葡萄酒祭」は、町内外から大勢の方が来場し、ワインが坂城町の新しい文化の1つであることをPRする一助になったことと思われまます。

さらに、新工業団地造成に向けては、農振除外申請図面作成や取付道路であるA09号線予備設計等実施され、造成に向け準備等を進められており、積極的に産業振興施策を推進されていると感じているところでございます。

子育て支援では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、保育園・幼稚園等を利用する3歳から5歳までの子ども等の利用料が無償化され、副食費について新たに実費徴収されたところではありますが、今まで利用料を無料にしていた第3子以降の子どもや、住民税非課税世帯の子どもについては、町独自の軽減策により、副食費についても無料とされました。

同じく10月から、子ども達のインフルエンザ罹患予防を目的とした予防接種費用への助成を新たに実施するなど、子育て世帯の経済的負担に対してきめ細やかな配慮をしていることと考えます。

また、不妊、不育症治療費に係る助成や、新たに産婦健診費用の助成、保健指導の必要な産婦への産後ケア事業を実施するなど、子どもを生み育てるための環境整備を積極的に進められております。

教育分野においては、これからのグローバル社会に向け、小中学校の外国語指導講師や英語教育コーディネーターによる小中一貫した外国語教育の推進に加え、坂城小学校をモデル校として先行導入したタブレット端末を、元年度は南条小学校、村上小学校、坂城中学校にも導入し、デジタル教科書の使用した授業やドリル教材等を活用されるなど、ICT教育の環境整備が進められました。

また、財政健全化法に基づく、健全化判断指標については、実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率など、全ての指標において、早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありましたが、今後においても起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取り組みをお願いする次第であります。

今後も時代の変化の多様化する町民ニーズに的確に対応し、「活力あふれた輝く元気なまちづ

くり」を進めていかれることをご期待申し上げ、私は、議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成いたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西沢さん） 起立全員。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第39号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました、議案第39号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月11日の委員会において説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当の係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告いたします。

<歳入>

○ 不納欠損の人数、件数、最高額、最も古いものは。また、その理由は。

△ 人数は16名、件数は313件、最高額は92万3,663円、最も古い年度は平成12年度である。主な理由は、転出者で差し押さえ財産がない者が10名、177万3,250円、所在不明で差し押さえ財産がない者が2名で100万962円、自己破産した者が1名で58万6,900円である。

○ 収入未済額について、人数、最高額は。また最高額の滞納者への対応は。

△ 現年度分は114名、滞納繰越分については128名、最高額は273万4,350円で、分納での納付が進まないため、昨年度から滞納整理機構に移管している。

○ 未納者の保険証はどのようになっているか。

△ 短期証を発行している。短期証は年度末時点で、窓口預かりの9件を除き25件あり、内訳としては3か月が1件、1か月が24件となっている。

<歳出>

○ 被保数が減って、決算額が1人当たり医療費の金額と県内順位は。

- △ 令和元年度は速報値で40万2,456円、高いほうから10番目である。
- 1人当たりの医療費が高くなっているが、その要因は。
- △ 一因としては100万円以上のレセプトが増えており、高額な医療に係る件数が増えていることがあると考えている。
- 人工透析の件数について、当町の状況は。
- △ 前年度から4名増えている。
- 特定健診の受診率について、厚生労働省は65%を目安としているが、町としては、どのように考えているか。
- △ 厚労省の目標は60%であり、町では65%としている。受診率を向上させる取り組みとして、個別訪問による受診勧奨が受診率向上に効果があることがわかっており、引き続き取り組みを続けていく。
- 保健衛生普及費の人間ドック補助金47万4千円の内訳は。
- △ 人間ドックの委託契約を結んでいない医療機関での受診者への補助であり、委託契約を締結している医療機関には、委託料423万8千円を支払っている。委託及び補助の合計件数は354件で、日帰りドックは299件、1泊2日ドックは5件である。
- 以上で、質疑を終結し討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により議案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（玉川君） 「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論を行います。

2019年、令和元年度の歳入決算額は14億9,545万1,923円、歳出決算額は14億9,381万6,966円、歳入歳出差引残額は163万4,957円、加入状況は2019年度平均で世帯数が1,961世帯、町の全世帯数の31.5%、人数では平均人口の20.9%である3,125人が加入しています。

加入者の年齢構成では、2020年3月末時点で65歳以上が全体の52.5%にあたる1,590人、そのうち70歳以上は全体の30.3%の918人、加入者の高齢化により医療給付等の増加に大きく影響を及ぼしていると報告されています。

2019年、令和元年度の国保税の現年度分、一般被保険者、退職被保険者の合計の徴収率は96.3%、滞納額は1,025万1,140円、滞納繰越分では、一般被保険者、退職被保険者の合計の徴収率は14.59%、滞納額は3,895万8,769円、滞納額は現年分と滞納繰越分を合わせて4,920万9,909円となっています。

前年度2018年と比べて収入未済額は滞納繰越分が469万8,878円の減となっています。滞納繰越分の減少、これは担当課の皆さんの努力の成果と評価できますが、現年度分が347万751円の増となっており、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分においては299万1,307円、滞納金の徴収は大変な状況になっていることがわかります。

国民健康保険の加入者は、自営業やパート、アルバイト、非正規社員、退職者、年金受給者など、収入が不安定であり、または低い方が多く、坂城町では国保加入者を総所得で見ると100万円以下の世帯が約48%となっており、支払いたくても払えないのが現実ではないでしょうか。

さらに、2019年10月からは、消費税が10%の増税が強硬されており、年金受給者の増加は、マクロ経済スライドにより物価上昇に追い付かず、低収入、年金生活者にはますます困難な経済状態になっています。

2019年、令和元年に国保税の減免をされた19名のうち、16名が非自発的理由による失業となっており、不安定な雇用の実態もあらわれています。国保税の支払いが滞った場合、担当課の指導で正規の保険証を返還し、短期保険証、窓口全額負担である資格証明の発行、そして未交付という対応になっていきます。

当町では、2019年度末で短期保険証が34件、資格証明が3件、短期のうち窓口預かりで未交付が9件。

保健センターの皆さんの努力で、予防医療を推進し、特定健診受診率は、2019年度は暫定値ではありますが58.1%、2018年度比3.9ポイント上昇し県内17位、しかし国保の1人当たりの医療費は2019年度の速報値では40万2,456円で、県内10番目ということです。

高額医療費が引き揚げの原因のようですが、短期保険証、資格証明になっても国保が使えるといっても、国保税を滞納する方にとっては、税額や窓口での負担額が高過ぎることで、受診、治療の継続ができない深刻な状況が考えられ、重症化してしまい、結果的に医療費の増加につながってしまうと思われます。

以上、町の努力により収入未済額の滞納処分が大きく減ったこと、特定健診、受診率が現年度比3.9ポイント上昇したことについては評価し、一方、収入未済額の滞納繰越分の現年度分が増加したこと、1人当たりの医療費が前年から大きく増加したことへの対応として、以下、提案します。

1、国保の税額を下げ、国保税の加入者負担を軽減するために、一般会計からの法定外繰入れをしてください。

2、国保の税額を下げるため、国保料の算定基準となる応益割、平等割と均等割ですが、これを廃止してください。世帯主の収入にかかわらず、1世帯に係る平等割と赤ちゃんから扶養家族まで、加入者の収入に関係なく加入する家族の人数によって保険料を課す応益割での今年度の町の計算例では、例えば、両親と15歳の子供1人、総所得が270万円、固定資産税が8万円の場合、均等割で10万1,200円、平等割が3万6,300円、合わせて13万7,500円、税額が41万1,700円の3分の1に及んでいます。この応益割は国保にしかありません。財源については、払える人が負担する応能割の所得割を増やすことが考えられます。

3、国保の税額を下げるため、国保税の国庫負担を以前のように45%に戻すよう国に要請してください。国保税が高くなった大きな原因は、30%ほどまで引き下げられた国庫負担率です。2014年には、全国知事会が1兆円の公費投入を求めました。

4、健康な生活を送るために、病気の早期発見に努めてもらうように、特定健診率の受診率65%を目指した取り組みを続けてください。

5、窓口負担を軽減して、医療保険にかかりやすくするため、資格証明書をやめ、短期保険証にしてください。2020年2月には、コロナ感染症対策としてではありますが、資格証明についても10割の窓口負担を、3割または2割負担の保険証と同じ扱いにすると厚生労働省の通達が出ていますが、資格証明そのものが懲罰的であり、それを医療機関窓口で提示することがためらわれてしまいます。コロナ後の窓口負担割合については、国民皆保険、健康保険、受療権、これを守るためにもコロナ限定ではなく、通常の制度にするよう国に要望してください。

以上、「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対討論とします。

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番（栗田君） 私は、議案第39号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険というのは、他の制度の適用者となっていない人たちを広くカバーすることで、国民皆保険ということを実現している、日本が世界に誇るすばらしい制度であり、国民にとっては、重要なセーフティーネットとなっております。

東京オリンピックが行われた昭和39年あるいは40年、その頃には、この国民健康保険を構成している方の職業は、農林水産業に従事される方、その他の自営業者が7割を超えておりました。その当時、無職の方は6.4%。ところが40年たってからの平成の17年では、農林水産業者その他の自営業者の方は2割まで減少し、無職の方が半分の5割を超えるという状況になっ

ております。

全国民をカバーするという点から、被用者保険とは異なって、事業主負担というものに相当する財源が、この国民健康保険にはございませんので、当然そこには公費負担というものがなければ成り立たない制度であります。

先ほどの反対討論にもありましたように、この国庫負担を増やすということについては、私も大賛成であります。ただし、平成23年度で見ると、税収入は2兆7,755億円、日本全国で、公費負担は4兆円に迫る額となっていることも確かであります。

さらに、それ以降高齢化が進みまして、それに伴う医療費の増大、そのために、平成の30年、県がこの財政運営の責任主体となるように法改正がなされました。しかし、保険税率の設定、賦課徴収、各種保健事業は、あくまで市町村がその主体となって進めております。

そういった中で、歳入の柱である税収の確保に向けては、現年度分の徴収率、前年度よりも1.13ポイント下がって96.53%となりましたが、今日の全国平均では、恒常的に9割を切っているという状況を考えれば、坂城町の関係各位の大変な努力のたまもので、この96.53%という数字が出てきたものと考えます。

歳出におきましては、前年度10億35万円だったものが5.4%の増加で、10億5,417万円と増えていますが、これは医療を必要とする方に必要なときに適切に支払った結果と受け止めております。重症化を防ぐための特定健診の受診率は、過去最高の58.1%となっており、特定保健指導なども積極的に行われております。

ほかには、ジェネリックの医薬品の利用促進、いろいろなそういう普及啓発などの健全な制度、運営に向けた取り組みがなされているものと考えております。

この世界に誇るべき、この国民皆保険存続へ向けた、さらなる取り組みをお願いいたしまして、「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論とさせていただきます。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（西沢さん） 挙手多数。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ただいま、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第40号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（滝沢君） 去る9月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第40号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 収入未済額の内訳は。

△ 受益者負担金については現年分が15件、過年分が60件の計75件、最高額は129万3,910円で、期間最長の未収は平成13年からである。使用料については現年分が86件、過年分が88件の計174件、最高額が513万5,766円で、期間最長の未収は平成18年からである。

○ 最長の未収のうち最高額は。

△ 受益者負担金は42万3,630円、使用料は32万5,226円である。

<歳出>

○ 下水道整備の進捗状況と、下水道の接続率は。また、令和2年度で面的整備は完了する予定か。

△ 令和元年度末で下水道管路の整備率は87.2%である。また、下水道の接続率は76.8%である。

整備予定区域のうち、住居地域の管路については、本年度中の整備の完了を目指して事業を実施している。

○ 受益者負担金の「納期前納付報奨金」の内訳は。

△ 令和元年度に受益者負担金の賦課が始まった件数は247件で、そのうち169件、68.4%が前納報奨金の対象であった。

○ 県営水道データ使用料の内容は。

△ 下水道の使用量は、県営水道の水道使用料を計量器の指針により算出するため、県営水道から

データを購入する費用である。

○ データ提供の内容としては高額ではないか。

△ 町が直接、下水の使用量のデータを把握するとした場合、下水用の計量器の新設費、計量法で義務づけられた8年ごとの計量器の交換費用、検針の人件費などの経費がかかることを考慮すると、県営水道からデータを購入するほうが安価である。

○ 流域下水道災害復旧事業費負担金の内容と、他の市町村の負担金拠出は。

△ 台風19号災害により長野市のアクアパル千曲が浸水し、ポンプ棟に被害が生じたことによる復旧事業の設計費、工事費の負担金である。

処理場を利用する長野市、千曲市、坂城町が拠出した。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第40号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第5「議案第41号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第41号「令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 不納欠損と滞納繰越分の収入未済額の最高額と、最も古い年度は。

△ 不納欠損の最高額は11万5,500円、最も古い年度は平成19年度、滞納繰越分の収入未済額の最高額は47万7,748円、最も古い年度は平成12年度である。

○ 保険料の未納者はサービスを受けることができているか。

△ 分納で介護サービスの利用をしている方が1名いる。

<歳出>

○ 一般介護予防事業の委託料、地域住民グループ支援事業、生きがいと健康づくり推進事業、地域介護予防活動支援事業、健康づくり運動教室事業、高齢者把握事業について、それぞれの内容

は。

△ 地域住民グループ支援事業は社会福祉協議会に委託し、地域住民グループの活動を支援している。

生きがいと健康づくり推進事業は、町老人クラブ連合会の事業に係る委託料、高齢者把握事業は独居高齢者への保健師による訪問に係る社会福祉協議会への委託料である。

地域介護予防活動支援事業、健康づくり運動教室事業は、介護予防教室等への講師派遣の委託料となる。

○ 地域住民グループは現在何グループあるのか。

△ 15グループである。

○ 保健指導と介護予防の一体化事業の中で、地域の集いの場を活用することを推奨しているが、15グループでは足りないのではないかと。

△ 地域住民グループだけに限らず、社会福祉協議会に委託しているミニデイや同じ健康課題を持つ人をグループ化することなど、いろいろな手法が考えられる。

○ 健康づくり運動教室事業の主な実施内容は。

△ 町で行っているストレッチヨガ教室や高齢者受給者証交付時の健康講座、社会福祉協議会への委託事業内への講師派遣のほか、住民グループからの要望に基づき公民館等へ講師を派遣している。

○ 介護予防住宅改修費の件数と最高額は。

△ 対象者は要支援1または2の認定者で、件数は17件。1件当たりの給付上限が工事費20万円までで、1割負担の方であれば18万円の給付となる。

○ ショートステイ等の介護保険サービスを利用する際、施設ごとに金額が違うのはなぜか。

△ サービス内容によって介護保険制度に規定された単位数があり、施設が独自に決めているのではない。ショートステイであれば、個室と多床室、サービス内容、職員体制で単位が変わってくる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第42号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました。議案第42号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入・歳出>

- 収入未済額9万6,700円の内訳は。
- △ 2名分で、現在は既に完納されている。
- 徴収の方法について、収入未済は普通徴収ということでよいか。
納入に関しては、介護保険料との連動はあるのか。
- △ 収入未済額については、全て普通徴収のもの。介護保険料が特別徴収の場合は、後期高齢者医療保険料も特別徴収となっている。
- 後期高齢者医療広域連合納付金の算定方法はどのようになっているのか。
高齢者の医療費が高くなれば高くなるということか。
- △ 後期高齢者医療広域連合納付金の内訳は、保険料の軽減賦課分の財源にあてられる保険基盤安定制度に係る納付金と、被保険者から収納した保険料の全額である。
特別会計の納付金は保険料分であり、医療費の増加は保険料の改定に反映される可能性はある。
- 後期高齢者医療広域連合に配置されている医療職と専門職の配置状況は。
- △ 管理栄養士1名と保健師1名である。
以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第42号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により、原案のとおり認定することを決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告とします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第43号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第44号 坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） 第7条ですが、見舞金の支給とあります。これ補正予算（第8号）で見舞金盛り込まれましたけれども、死亡者1人当たり30万円を支給するというようですが、その30万円の根拠です。

それと、傷害を受けた方を見舞金の支給、どんな設定でありましょうか。その辺をお聞かせください。

それから、第8条の居住の安定ということで、これ必要な支援とあるんですが、これどのような支援をお考えか。町営だとかあるいは公営、県営の公営住宅などの公的施設というのも上げられますけれども、県外、その例えば、東京に住みたいとかという希望があれば、そういうのも考えるのかどうか、考えられるのかどうか、その辺もお聞きをいたします。

以上。

企画政策課長（臼井君） まず、見舞金の額についてでございます。見舞金の額の検討にあたりましては、まず全国の既に制度を設けている市町村の状況について確認をいたしたところでございます。見舞金制度を設けております303の市町村のうち、9割を超えるほとんどの市町村におきまして、被害者死亡の場合は見舞金30万円、傷害の場合は10万円という運用をしていた状況でございます。当町におきましてもそうした全国の状況を踏まえる中で、被害者が死亡した場合の遺族へを見舞金については30万円、傷害の場合の見舞金については10万円を設定したところでございます。

また、傷害見舞金の支給につきましては、犯罪行為により傷害を受けた被害者本人を対象とするもので、治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断をされた方に支給するものでございます。

続いて、第8条の考え方でございますが、住居の安定の状況につきましては、犯罪等による被害の状況等によりその住宅に居住し続けることが困難となって、移住先にあてがない場合などにおいて早期に一時的、また新たな住居に居住ができますように町内での対応のほか、必要に応じて警察や県、近隣市町村等と連携して適切な支援を行うことにより住居の安定を図るという考え方でございます。

なお、町外に住みたい等々の希望につきましては、そこに身寄りがある場合などにつきましては、ご本人の意思によりお住まいをいただくということを考えておりますけれども、町といたしましては基本的には県、または近隣市町村の範囲内で支援をしていくということを想定しているところでございます。

議長（西沢さん） ほかに。

12番（塩野入君） 町長の挨拶で、見舞金は要綱を定めて4月からの適用の方向ということで述べられましたけれども、例規類の施行というのは公布の日からの適用が普通であります、4月

に遡るといふ、そのお考え、それがよい、悪いということではなくて、遡及に対してのお考えをお聞きをしたいと思ひます。

それから、見舞金はどこでだれに支給するのか。家族や遺族等に渡すというふうにあるんですが、国の犯罪被害者等見舞給付金の支給支援に関する法律のその第5条には遺族の範囲及び順位というのがうたわれているのですが、これもやっぱりそういったものに準拠するのかどうか。その辺をお聞きをしたいと思ひます。

それから、各地のこのこうした犯罪行為に関する記事には、複雑な家庭環境も見られる中で、家族や遺族の存在が交錯する場面があるわけでありまふ。そうしたことから、これは人を対象にではなくて事件を対象とする見舞金制度も頭に浮かぶわけですが、そうすると死傷者は何人かというのを調べる必要がなく、1件単位で予算も組みやすいメリットもあるわけですが、その辺の人のほかに事件を対象としたというよふな考えについてはどうなんでしょうか。その辺もお聞きします。

以上。

企画政策課長（臼井君） 2回目の質問にお答えいたします。

まず、見舞金の遡及についてでございますけども、例規の適用のつきましては公布日以降の適応が原則となるということには認識する中で、本条例の制定の1つの大きな契機にもなりました5月の事件につきまして、ご遺族の心中もお察しする中で、何とか支援ができないものかということをお考えたところでございます。

そうした中で、法的な部分も含めた対応について、弁護士にもご相談する中で、本件については町民利益につながることであり、その適応について対応が可能であることが確認できましたことから、別立ての要綱による対応する形を整えたところでございます。

続いて、犯罪によって不幸にも亡くなられた被害者のご遺族に対する遺族の見舞金の支給順位ということでございますけども、配偶者の方がいらっしゃる場合には、死亡した被害者の配偶者が第1順位ということにしております。配偶者がいない場合はその子どもさん、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹と、そういった順で支給者を決めるという運用を考えております。こちらは、国の給付金におきます遺族の範囲と順位、こちらの考え方に準拠したものでございます。

また、見舞金の支払いにつきましては、口座への振り込みを原則としているところでございます。

次に、被害者の数に応じた見舞金支給の考え方についてであります。犯罪被害者等への見舞金につきましては、支給の対象が犯罪行為の件数に対してではなく、犯罪行為により死亡した者の第1順位の遺族、または犯罪行為により傷害を負ったものに対して申し上げるものということでございます。国の制度である犯罪被害者等給付金につきましても、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、こちらに基づきまして、犯罪行為の件数ではなく、

犯罪被害者、人の数、人に対する支給ということを考えられているところでございますので、町の見舞金につきましてもそちらの形と併せたものというふう考えたところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

12番（塩野入君） これ今、SNSなどネット社会、情報化社会にあつて、町内だけでなく、全国レベルで二次的被害というのが懸念されるわけでありまして、そうした中でやっぱり、この本条例の果たす役割というのは、ある程度その役割や効果は限定されることにもなるわけでございますけれども、やっぱりこの本条例等の政令とあいまつた、町という範囲を超えた取り組みも重要と思うんですが、その辺あたりはどうでしょうか。お聞きをいたします。

企画政策課長（臼井君） 今回の条例を制定するにあたりましては、県警本部や千曲警察署、先ほど申しあげました弁護士さんなどにもご相談をさせていただくとともに、様々なご指導をいただいた経過がございます。そうした中では、情報の連携や専門的な相談への対応など、様々な面でご協力いただける旨、お話をいただいているところであり、町といたしましても大変心強く思っているところでございます。

実際に、被害者となられる方が置かれた環境や求める支援は様々であるということが想定され、より広い範囲に連携できることは、犯罪被害者等への迅速な支援につながるものと考えております。被害者やご遺族が1日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、町はもちろん、県警本部、犯罪被害者支援室や千曲警察署のほか、必要に応じて他市町村とも連携をとりながら、より有効な支援につなげてまいりたいと考えております。

また、本条例では、町民の皆さんや事業者の皆さんにも、被害者やそのご家族の名誉ですとか生活の平穏を害することがないように人権に配慮をいただくこと、また無責任な噂話や中傷などによる被害者の精神的な苦痛など、二次的被害が生じないように、地域や職場でご配慮いただくことなどをお願いをしているところでございます。

14番（大森君） 質問させていただきます。

犯罪被害ということで、犯罪、相手があることなんですが、この犯罪もいろんな犯罪があつて、無差別に車を運転して横断歩道、歩行者をはねていくという方法もあれば、いろんなトラブルの中、そのトラブルも一般の皆さん、あるいはご近所も知らない中でのトラブルがあつての被害と、加害者と被害者の関係です。この辺のところはどういうふう判断されるのかという点が1つ明確ではないのかなというふうに思います。

それから、その判断をどうされるのかということと、犯人と疑われる方が逮捕されるという段階で、この見舞金をお出しになるのか。あるいは裁判があつて結審した後にお渡しするのか。その辺の出す出さないの判断はどなたが行うのか、この点についてお尋ねいたします。

企画政策課長（臼井君） この条例で対象といたします犯罪行為といった部分につきましては、日本国内を基本とした日本国内にある日本船舶ですとか飛行機の中ですとか、そういうところで行

われた人の生命、または身体を害する行為ということを対象としている部分でございます。そこで規定しております犯罪等につきましては、殺人、傷害、傷害致死、強盗致傷といった刑法で刑罰を科される行為ですとか、またはそれに準じた行為ということでございます。

それで今、議員さんからもありましたけれども、いろいろな犯罪の背景ですとか状況というのがあると思いますけれども、そういった基本的な事項につきましては警察のほうとも情報の連携をいただけるということを確認させていただいております。そういう状況を確認する中で、町において見舞金の支給を決定していきたいというふうに思っております。

また、支給の時期ということでございますけれども、そういったことが確認でき次第、できるだけ早く、国の給付金の交付の後ですとか、裁判の結審の後ですとかそういうことではなくて、状況が確認できたところで書類を審査いたしまして、できるだけ早めに給付をしていきたいというふうに考えているところでございます。（発言の声あり）それは町で判断をさせていただきます。

14番（大森君） たまたま犯罪者というか、その方が、犯罪者を方というわけにいかないけど、この人が現場にいるということであればいいんですが、もしこれ逃げたということになった場合には、実況見分とかいろんなことで、冤罪という可能性も中にある可能性幾らでもあると思うんです。こういう状況の中でも、それがはっきりしないわけです。その関係者上、2人がトラブルに遭ったかどうかについてもはっきりしない、片方はもう亡くなっている、片方は冤罪だということで、やっていませんということはずっと裁判でも主張していると。このような状況も当然生まれる可能性あると思うんですが、この辺の判断はどうされるのか。

それと、もう一つは今、見舞金の支給について町が判断するということですが、それを支給する委員会とか、そういうのを作ってやるということなんでしょうか。あるいは、例えば町長が1人の判断で決めていくということになるのか。その辺はどうでしょう。

企画政策課長（臼井君） まず、犯罪の背景ですとか、例えば犯人、犯罪者ですね、そちらの方が実際に犯罪行為を行ったかどうかという部分につきましては、内容によりましてはかなり時間を要するというところも考えられるところでございます。そうした中で、町におきまして状況を、先ほど申し上げましたように警察ですとか、そういったところから提供を受ける中で、交付しない事例に当たらないとすれば、できるだけ早めに交付をしていきたいという考え方でございます。

決定の組織というところでありましてけれども、今のところではちょっと組織というところまでは考えておりませんが、必要があれば検討してまいりたいという状況でございます。

14番（大森君） 出すか出さないか判断するのは、もう当然、これ条例を作るときに決めておかなければ、そして今も訴追して支払うというお話し、今出てましたから、それについてやっぱり、ここの条例出した段階で明確になっているべきだと思うんですが、その点は今、あやふやな状態なんでしょうか。

企画政策課長（臼井君） 基本的には、先ほどから申し上げておりますとおり、警察のほうから情

報の提供をいただけるという部分について確認をさせていただいておりますので、それに基づいて支給対象になるかどうかを判断していくということでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第45号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

10番（朝倉君） 1点、お聞きをしたいと思います。

補正予算書12ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目5人権同和推進費、節18犯罪被害者等見舞金について、100万円が計上されております。これは、5月の事件に対するものと理解をするものでございますが、その内容について伺いたと思います。

また、条例の制定と運用にあたりましては、大変センシティブな問題を含むことから、慎重な対応が私ども議員はもちろん、町民の皆様も含めて、大変重要と考えるところでございます。この点について、何か気づく点があればお伺いをしたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 犯罪被害者等見舞金の内訳というご質問でございます。5月の事件に対するご遺族への見舞金について、まず60万円を計上しております。併せまして、起きてはならないことでございますけれども、万一該当する事案が出てきた際に、迅速な対応ができますよう遺族に対します見舞金30万円と傷害に対する見舞金10万円について、それぞれ1件分を計上したものでございます。

続いて、住民の皆様への対応という部分につきましては、先ほどお認めをいただきました犯罪被害者等支援条例の中にも盛り込んでおりますけれども、不幸にして犯罪の被害に遭われた方が再び平穏な生活を取り戻すためには、地域や職場における気配りや理解ある行動が大変重要と考えているところでございます。不確実な情報発信や誹謗中傷などによる二次的な被害を防止するためにも、そうしたデリケートな部分のご配慮をお願いしたいと考えているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

12番（塩野入君） まず歳入の3ページであります。

地方交付税、今回これではほぼ固まったと思うんですけれども、これ昨年の、現在の状況を見ても多少増加していると。それから合わせてページですが、款21町債、9の臨時財政対策債、これも増えているわけで、これは当然、交付税と連動しているわけでございますけれども、この辺のところ、どのように見ているのかどうか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、同じく歳入の6ページであります。款18繰入金、目1基金繰入金であります。これコロナの新型コロナウイルスの関係で、出し入れ大変激しい中で、これで今回、4億5,798万4千円を戻したということでありましてけれども、今年度全体合わせて財調からどのくらい使われて、今現在、どのくらい使われて、出したり入れたりして、今回これまた入れてありま

すので、現在どのくらいでしょうか、財調の基金残高、どのくらいでしょうか。その辺をお聞きをいたしたいと思います。

それから、歳出であります、9ページ。款2総務費、目6企画費の中でスマートエネルギー設備の設置補助金が300万円出ております。この状況をお聞きをいたします。

それから、15ページ。款4衛生費、目2予防費の中で19001未満児養育保育医療ということで488万円、もうこれ当初100万円さらに追加でこの額が出ております。入院を必要とする1歳児未満の未満児に医療を給付するということではありますけど、その状況をお聞きをいたしたいと思います。

続いて、19ページであります。

款7商工費、目2商工振興費、010704中心市街地の中で、これ用地代と仲介手数料それぞれ盛り込まれています。場所は分かっているわけですが、この仲介手数料の状況。用地はちなみに単価等、面積も併せてお願いしたと思います。

あと一つ。21ページ。8土木費、目1道路新設改良費、用地設定委託料等から道路改良工事に1,800万円、付け替えになっていると思うんですが、この辺の内容をお聞きします。

以上。

財政係長（細田さん） はじめに、歳入のほうの普通交付税とあと臨時財政対策債の増額の内容につきまして、お答えいたします。

普通交付税につきましては、令和2年度交付額がここで決定したことによりまして、今回決定額に合わせまして増額補正したものとなっております。交付税の増額となった内容ですけれども、今年度の基準財政需要額につきまして、新たに算定費目となりました幼児教育、保育の無償化に係る経費及び会計年度任用職員に係る経費について、補正係数単位費用等が確定してきたことによる増額、または人口が減少し少子高齢化が進行している団体や、人口密度が低く持続可能性への懸念が生じている地域が多い団体に重点的に配分される地域社会再生事業費が新規に加わったことなどによりまして、当初見込みよりも基準財政需要額が増額算定されまして、需要額と収入額の差が大きくなったことから、普通交付税の交付決定額につきまして、当初見込額よりも約4億2千万円の増額となっております。

なお、普通交付税の交付が国の交付税特別会計で賄えない額につきましては、その振り替え財源といたしまして、それぞれの市町村等において臨時財政対策債の発行により賄う仕組みとなっていますことから、普通交付税の交付決定に伴い、併せまして臨時財政対策債発行可能額も算定されたことによりまして、款10の地方交付税及び款21町債のうち目9臨時財政対策債について、今回補正を計上したものでございます。

続きまして、財政調整基金の繰り入れ状況でございます。

令和2年度においては、当初予算から8月11日に専決いたしました第7号補正予算までで約

5億2,257万3千円の繰り入れをしたところですが、今回、普通交付税や臨時対策債、前年度の繰越金といった一般財源が見込まれたことから4億798万9千円の繰り戻しをしたものでございます。基金残高でございますけれども、こちらの繰り戻しによりまして、利子等の積み立ても見込みまして現在、基金残高約23億4千万円となります。

企画調整係長（宮下君） 9ページにいきまして、目6企画費、スマートエネルギー設備設置補助金、こちらの状況はということでございますが、こちら令和2年度におきましては太陽光発電設備の申請が15件、106万5千円、また蓄電池の申請が16件、320万円、HEMSにつきまして7件、33万3千円の合計459万8千円が交付決定しているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 15ページ、目2予防費、乳幼児健診事業、未熟児養育医療ですけれども、当初1名の利用の見込みで計上させていただいておりましたが、今年度6名が利用されているため不足分を計上させていただいたものでございます。

商工農林課長（竹内君） 中心市街地活性化事業の中の仲介手数料と用地代についてのご質問にお答えをいたします。

まず、仲介手数料でございますけれども、今回、取得をする物件に関する調査費ということで不動産業者に仲介手数料を支払うものでございます。それから、取得する面積でございますけれども、土地につきましては、宅地で1,272.72平方メートルでございます。それから、取得額の関係でございますけれども、こちらにつきましては、現所有者からは、当該土地建物の取得をした金額と同額でということでご提示を頂いております。近隣の公示価格等々を参考とした評価について妥当であるということから、現所有者からの提示額により取得額を予定するものでございます。

建設課長（大井君） 21ページ、道路新設改良費の道路改良事業（A01号線）の委託料と工事請負費の予算額の組替えの理由のご質問でございますけれども、A01号線の若草橋周辺の酒玉工区の道路改良事業ができるだけ工期を短くできるよう、例年、国の交付金の交付額に応じて酒玉工区内の工事箇所をやりくりをして工事を発注してまいりました。今回、委託料と工事請負費の組替えは測量設計委託としてA01号線の金井工区と酒玉工区の中間の保地工区の詳細設計を予定し、1,800万円を計上しておりましたけれども、酒玉工区、若草橋から約60メートル南側の大口の交差点に設置をしております防火水槽が、酒玉工区の道路改良に伴い移設工事の工期が確定したことにより、年度内にさらに道路改良工事を進めることが見込めました。

また、A01号線は、南条小学校の児童の通学路ともなっておりますが、現在、酒玉工区の工事のため迂回をして通学をさせていただいております。このような状況を少しでも早い時期に解消できるよう設計委託料として計上しておりました1,800万円を工事請負費に組替えをお願いするものでございます。

12番（塩野入君） 今回、私どもも町村会の議会議長会から提出されました意見書が出るわけで

あります。委員会でも採択しました。その中に一般財源額を確保・充実すること、そして、その際に臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保することということが1つ。それから、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。こういうものを入れた、これから追加議案で、今も承認されましたが、出るわけであり。実際に、いつまでも本来の交付税の仕組みを持ってこないで、臨時財政対策債で賄っているというようなことが続けば、これやっぱりしつかりした地方財政の確立はできないわけであり。私どもはこういう意見書を出すわけであり。ますけど、町のほうでは、その辺のところどんなお考えでしょうか、お聞きをいたします。

それから、基金繰入金でありますけれども、これから第二、第三波が出れば別ですけれども、地方創生臨時交付金などその他の対応がなければ大体これで――9月補正でも、今、181万9千円ほど出してはいますけれども、大体安定した形で、この状況で推移するのかな、その辺がどうなんでしょうか、お聞きをいたします。

それから、歳出のほうにまいります。

まず、スマートエネルギー関係でありますけれども、内容は分かりました459万円使った。あと今回300万円を追加しているんですが、その300万円を追加したのは、当初予算でどのくらいでしたっけ、460万円ほど積んだわけですね。で、今459万、これ不足になるから、見越して新たにここで300万円も入れたのかどうか、ちょっとその辺ですね、お聞きをしたいと思います。

それから、未熟児の関係であります。これ国で2分の1、県と町で4分の1かな、というような補助仕組みだと思うんですが、そのほかに未熟児の自己負担金94万も載っているんですが、ちょっとこの辺の仕組みといいますか、どうなっているのか、その内容をお聞きをしたいと思います。

それから、商工振興費の中で仲介手数料、いろんなその中で105万6千円っていうことの、今、お答えを頂きましたけれども、仲介手数料として、どんな内容をしているのかその状況ですね、それをお聞かせください。

それから、最後、A01号線の関係であります。9月でこの時期に組替えをするということになりますけれども、こちらのほうのほかのを替えたということですが、この用地測量設計委託料というのは、これからどうなるんでしょう、また、次年度以降にと、こういうことになるんですかね。その辺内容をお聞きをしたいと思います。

以上です。

総務課長（柳澤君） 地方交付税と臨時財政対策債の在り方という部分でございます。塩野入議員おっしゃられるように、本来、満額地方交付税で交付されることが一番望ましい状況であろうかと考えるところであります。そうしていただければ、臨時財政対策債というような借入れが行わ

ずに運用ができるということで、一般財源の確保にもつながるということで、できればそういった姿が一番いいのかなというふうには考えるところでございます。

ただ一方で、現段階では、国のほうでそういった仕組みになっていないというところを考えると、これもやむを得ない状況であるのかなというところでございます。この状況が続いたときに、どうなのかというところでございますが、国の制度設計の中で臨時財政対策債につきましては、100%交付税算入、基準財政需要額の中に含まれるというような状況で算定がされてまいりますので、町の将来的な負担というようなところには響いてこないような状況でございますので、この制度が続いたとしても、財政的には大丈夫なのかなというふうには考えているところでございます。今の制度が変わってしまうと、また話は別なんですけども、あと起債の残高というところでは、どうしても臨財債が借入れを起こすということであれば残高が大きくなってしまいうところが、目に見えたところではやや心配なところではありますが、財政運営上は、その部分については、将来的な負担はクリアされるというふうに考えておりますので、この制度が続いたとしてもやっていけるのではないかなというふうに考えるところでございます。

財政係長（細田さん） 財政調整基金の今後の残高の見込みでございますけれども、財政調整基金につきましては、年度間の不均衡を調整するとともに、予期せぬ災害などの緊急の財政需要等への備え等として積立てを行っているものとなっております。

昨年度におきましては、東日本台風災害による復旧事業や、今年度は、また新型コロナウイルス感染症予防等に係る事業等、早急な対応が必要であったことから、財政調整基金からの繰入れにより実施してきたところでございます。

今後ですけれども、新型コロナウイルスの影響により世界的に社会情勢が不安定な中、緊急で事業実施が必要となる可能性もまだ秘めておりますので、急な財政需要への備えとして、引き続き運用してまいりたいと考えております。

企画調整係長（宮下君） スマートエネルギー設備設置補助金の補正額300万円ということですが、今年度、昨年度末ぐらいから蓄電池に関する需要というものが急激に伸びている状況にございます。そういった中で、今年度のこれまでの申請の状況というところを見た中で、見込んで300万円というふうにさせていただいたところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 未熟児養育費自己負担金でございますが、保護者の所得に応じた基準額により決定される負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 仲介手数料の内容でございますけれども、土地取得に関しまして、土地の評価、また境界の確定、登記に係る事務に対する手数料を予定しているところでございます。

建設課長（大井君） A01号線の測量設計についてのご質問でございますけれども、社会資本整備総合交付金を活用しての事業につきましては、来年度以降も実施してまいりますので、測量設計については、来年度以降実施してまいりたいと考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8番（玉川君） 21ページの先ほどのA01号線の防火水槽の件なんですけど、場所が移るのでしょうか。埋めちゃう、蓋をしちゃうような形になるのでしょうか。そこ1つと、それと、22ページの目3消防施設費の消防施設一般経費に、2つ内容があるんですけど、これについての説明をお願いします。

建設課長（大井君） A01号線の大口の交差点付近の防火水槽についてのご質問でございますけれども、こちらは移設ということで、なくすことではなくて移動するというところでございます。

住民環境課長（関君） 非常用備蓄資機材の関係でございますけれども、これにつきましては、防災活動車に積載をしようと考えておりますLEDバルーン投光器について購入をしたいというふうに考えております。工事の関係ですが、これにつきましては、先ほどの防火水槽でございますが、それを耐震化を図る工事をしたいということで、さきに契約させていただきました。それにつきましては、表面を舗装をかけまして、路盤から作りまして舗装しまして車が安全に入れるようにということで増嵩させていただきたいというふうに考えております。併せてそちらにごみの収集庫をちょっと設けさせていただきまして、そちらに、あそこの場所につきましては、道路のところで車を止めるという形で危険だということも地元の方からお聞きしておりますので、そういった皆さんがご利用いただければというふうに考えておるところでございます。

8番（玉川君） 移設する場所というのはどれくらい離れるのでしょうかということと、このLEDバルーンの予算が49万5,000円ということで、前回の決算よりも随分安いと思うんですが、違いがあるのでしょうか。

住民環境課長（関君） 金井の防火水槽につきましては、今、開渠で開いているところになっております。移設っていう話になってしまっただけでちょっとあれなんですけど、その場所に蓋をかけて有蓋化したものをそのまま設置するという形で考えております。

それから、非常用発電機LEDバルーンでございますが、昨年決算で答弁させていただきましたものにつきましては、発電機付きのLEDバルーンとなっております。災害時、暗い現場に行ったときに周りを明るくしたいということが目的でございます。

今回のLEDバルーン投光器につきましては、現地本部を設置したいというところに明るくしたいために設置したいということで、電源につきましては、消防活動車から取りたいということで発電機につきましてはありませんので、その分が安価となっているということでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員より）可決」

議長（西沢さん） ここで、テープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時34分～再開 午後 2時44分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第10「議案第46号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第47号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第48号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第49号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第50号 令和2年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結について」から追加日程第5「発委第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

最初に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第50号、第51号についてご説明申し上げます。

まず、議案第50号「令和2年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結」についてご説明申し上げます。

本案は、G I G Aスクール構想における児童・生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備するために必要となる、町立小学校情報機器等の購入契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約内容としましては、児童・生徒及び教員用のG I G Aスクールパッケージ端末等附属品1,186台、家庭学習のための通信機器としてW i - F iモバイルルーター230台、学校からの遠隔学習通信装置として、教員用のカメラ、マイク53セットの購入と各種設定やセットアップ、設置作業一式などとなっております。

契約につきましては、補助対象で構成されるG I G Aスクールパッケージ端末を取り扱う業者

5社による指名競争入札を行った結果、落札した富士電機ITソリューション株式会社信越支店と契約するものであります。契約金額は8,250万円。事業期間としましては、関連情報機器の早期導入を目指し、議決をいただいた日から令和3年3月31日までとしております。

続きまして、議案第51号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億6,521万2千円とするものであります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金181万9千円を増額し、歳出につきましては、坂城保育園及び町保健センター空調設備取替工事費131万9千円、商業店舗リフォーム補助金50万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 次に、趣旨説明を求めます。

14番（大森君） 私からは、発委第4号から第5号の2件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

また、昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減となった家庭も多く、保護者負担の軽減が強く求められている。

令和3年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等と地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

次に、発委第5号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務

標準法改正)に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校まで順次改正することを検討し、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は、加配で小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、それ以降国の35人学級推進は進んでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

また、新たに導入された小学校での外国語活動への加配教員は、長野県で60人であり、全355校での授業時間増に対して、不十分な配置状況となっている。

昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、5月22日、文部科学省は学校の新しい生活様式を公表した。ここで示された身体的な距離の確保を実施するためには、現行の学級定員のままでは困難な状況である。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題への対応など、多様化する学校現場に対処し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方公共団体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

1、国の責任において計画的に35人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員の定数改善計画を策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 続いて、趣旨説明を求めます。

9番（滝沢君） 私からは、発委第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続にあたっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。5、特に固定資産税は、市町村の重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等に対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時03分～再開 午後 3時13分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎追加日程第1 「議案第50号 令和2年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

3番（山城君） すみません、この議案第50号の件なのですが、以前全協の資料等で頂いたのから比べると安く契約が締結されたのかなと思って、その部分に関してはとてもよかったのかなと思っています。

ただ、1点ちょっと確認なのですが、全協の資料にも頂いたところによると、もちろん3月末までに整備完了というふうになっております。このコロナの状況で、このタブレット千台以上、Wi-Fi 230台、カメラの関係53セット、これは全部3月までにそろそろ見込みが今当然立っていると思うんですが、その点の詳細なスケジュールをもう一度確認させていただけたらと

思うんですが、その点どうなっているかお願いします。

教育文化課長（堀内君） ご質問いただきました機器の購入のスケジュールにつきましてでございます。

こちらは一般質問のほうでもお答えをさせていただきましたけれども、この事業につきましては、全国一斉に行っている事業ということでもあります。ご指摘いただいております端末、ルーター、こちら機器の調達が大変難しい状況と、全国的に動いている中でそういった状況をお聞きしているところがございますけれども、現在のところ、来年の3月末、こちらの整備完了を目指し、機器の調達、導入、そして設定を終わらせていきたいと考えているところがございます。

3番（山城君） 今担当課長からお答えいただきました。3月の完了を目指すということなんですが、これに対する再質問なんですが、間に合わない場合っていうのも当然それでは考えているということでしょうか。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

現在のところ、3月末の整備完了を目指して取り組んでまいります。

3番（山城君） その答弁だろうなと思っただけでしたが、もちろん遅れがないことを議会としても私としても願うばかりなんですが、こういう状況、不確定な要素がたくさん今の状況はあると思うので、遅れがないように教育委員会としても進めていただきたいと意見を述べさせて、以上です。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 1点だけお尋ねいたします。

入札に際して最高額を提示した企業と、最低額が恐らく富士通さんだろうかと思うんですが、もし違うのであればその金額を教えてください。

教育文化課長（堀内君） まず富士電機ITソリューション、落札者でございますが、こちらが8,250万円、最低落札者でございます。そして最高につきましては8,415万円となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2 「議案第51号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 1点だけお尋ねします。

基金繰入れですが、これで財政調整基金の現在高は幾らになるのでしょうか。

財政係長（細田さん） 財政調整基金の現在高についてお答えいたします。

今回、第9号の補正予算を含めまして23億4,197万8千円になります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3 「発委第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4 「発委第5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5 「発委第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6 「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（西沢さん） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和2年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、町名誉町民の推挙、人事案件、令和元年度一般会計及び特別会計決算の認定、規約の変更、条例の制定、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算、また追加でお願いいたしました契約の締結、一般会計補正予算など、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り誠にありがとうございました。

今議会では、長野県下で初めてとなります「坂城町犯罪被害者等支援条例」を議決いただきました。本条例により、犯罪被害に遭われた方やご家族の被害の軽減や回復を支援し、安心して暮

らすことができる地域の実現につなげてまいりたいと考えております。

さて、一昨日9月16日に臨時国会が召集され、同日夜、新たに菅内閣が発足いたしました。国においては、喫緊の新型コロナウイルス感染症対応や経済回復の政策展開と一層の地方創生の政策をお願いするところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関し、町では、去る9月9日、私と長野地域振興局長、町の商工会長なども加わり、感染症拡大防止へ一層の取り組みを呼びかけるため、町内の飲食店など23店舗を巡回し、感染拡大予防ガイドラインに沿った対策の徹底や「新型コロナ対策推進宣言」への参加をお願いしたところでございます。

県内の感染動向は、7月の終わりから今月初めにかけて連日感染者の報道がなされましたが、9月中旬以降、ここ最近は落ち着きを見せており、当町を含む長野圏域について、また、感染の拡大が大変心配された隣接の上田圏域についても、県が独自に定める感染警戒レベルが順次引き下げられ、現在は県下全域がレベル1となりました。

全国的にも新規感染者数は減少傾向にあります。イベントの収容人数の緩和やGo To Eatキャンペーンも開始される中、人の動きが活発になりますと、感染動向につきましてはこの先も一進一退が続くものと思われ、今後も油断せずに感染症と向き合っていく必要があると考えております。

町では、4月以降、新型コロナウイルス感染症により大きなダメージを受けた町民生活や地域経済を支えるべく、様々な支援策を実行してまいりました。しかしながら、世界的に感染の収束が見通せない中、特に経済に及ぼす影響はさらに続くことが予想され、町としても、引き続き皆様方の暮らしや健康をしっかりと支えていかなければならないというふう考えているところがあります。また、これからの季節はインフルエンザにも注意が必要となってまいりますので、町民の皆様には新しい生活様式を実践していただく中で、健康には十分留意いただくようお願い申し上げます。

さて、11月に延期としておりました町の成人式につきましては、成人者の皆様にアンケート調査を実施したところ、半数を超える方からこのタイミングでの参加は難しい旨の回答がありました。この結果を受け、成人式実行委員会で協議し、来年8月14日土曜日、この予定で再度延期することといたしました。成人者をはじめ、保護者、関係する皆さんには再度の大変残念なお知らせとなりましたが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、9月21日は敬老の日です。例年ですと、この時期は各地区で敬老の祝賀行事が行われるところですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、祝賀行事に代えてお祝いの品をお送りする地区がほとんどとお聞きしております。こうした状況に鑑み、町では今年度に限り、例年の祝賀行事を祝い品の配付に代えた場合の経費についても補助をすることといたしますのでご活用いただきたいと思います。

また、去る9月5日に、99歳の白寿の方と100歳以上の皆様を訪問いたしました。ご都合等で全ての方とお会いすることはできませんでしたが、お会いできた皆さんはまだまだお元気で、中には家の外まで出て私を迎えてくださる方もいらっしゃいました。今後もますますお元気で過ごされることをご祈念申し上げます。

さて、町内保育園の運動会につきましては、明日19日と20日にかけてプログラムの変更と時間短縮により実施し、小学校の運動会は10月の平日、体育の学習発表会として保護者の授業参観として行う計画で、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底して行っています。

また、あさって20日、日曜日ですが、さかき地場産直売所「あいさい」において、ぶどう直売市が開催されます。3密回避のための売場レイアウトや接客方法の見直しなど、新型コロナウイルスの感染防止対策に努め、旬を迎えたぶどうが販売されますので、多くの皆様にお出かけいただきたいと思います。

また、9月12日から11月23日まで鉄の展示館では、「お守り刀特別展～願いを込めて～」を開催しております。お守り刀は、魔を除け、邪を祓うための祈りや世の中の禍を断ち切る願いなど、平穏な毎日が送れるよう思いが込められた刀であります。新型コロナウイルス感染症が早期に収束されるよう願いを込めた本展覧会に多くの方にお越しいただきたいと考えております。

さて、令和2年は5年に1度の国勢調査の年であり、10月1日を基準日として全国一斉に調査が実施されます。今回の国勢調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、調査員と調査対象者の接触をできる限り減らすということを目的に、インターネットによる回答を特に推奨しております。今月から来月にかけて調査員が伺いますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

さて、10月2日、3日に、インターネットを介した「2020さかきオンラインモノづくり展」をさかきテクノセンターを主体とする実行委員会により、関係機関と連携して開催いたします。大学の教授による「Webセミナー」や町内企業経営者による「パネルディスカッション」などのほか、町内企業の事業概要や技術力の紹介、また、連携大学、坂城高校などの学校情報も発信しますので、多くの方にご覧いただきたいと思います。

また、10月24日土曜日には、今議会で議決をいただきました高見澤 正氏の坂城町名誉町民称号贈呈式並びに本年度の町表彰式を行い、永年の顕著な功績を顕彰いたします。新型コロナウイルス感染症に十分配慮し、ご列席の皆様の人数を一定程度に限らせていただいて執り行う予定でございます。

また、同日午後には、町の特命大使の信州大学名誉教授中村浩志先生と「信州山の達人」に選ばれている中嶋 豊先生を講師にお迎えし、「山と私たちの生活」をテーマに、さかきふれあい

大学教養講座を開催いたします。これも感染症拡大防止のため定員70名の事前申込制として、
今月23日から受付を行ってまいります。

さて、9月も半ばを過ぎ、夕暮れもかなり早くなりました。来週21日から30日までの
10日間、「子供をはじめとする歩行者の安全と自転車・高齢運転者の安全運転や夕暮れ・夜間
の交通事故防止」等を運動の重点として、秋の全国交通安全運動が行われます。コロナ禍の中、
交通行動の変化を注視しつつ、正しい交通マナーの習慣づけなど、より一層の啓発活動を行い、
交通安全に努めてまいります。

朝夕はかなり涼しくなり、間もなく秋本番を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に
留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） これにて、令和2年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 大 森 茂 彦

坂城町議会議員 小宮山 定 彦

坂城町議会議員 山 城 峻 一

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員